

閱覽用

令和3年 第7回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年7月6日
神崎市農業委員会

令和3年7月 第7回神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年7月6日（火）午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所 3階大会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 18名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	末吉利文	出
3	委員	城野芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原和之	出
7	委員	樋口光輝	出
8	委員	國部善典	出
9	委員	森田壽春	出
10	委員	福田省二	出
11	委員	田淵晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 中原和之委員 7番 樋口光輝委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画 所有権移転関係について 4件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 12件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
3件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。本日はご多忙の中、委員、推進委員の皆さまには、新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解いただき、本総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆さまには、日頃の体調管理に十分心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、円滑な議事の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第7回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

まず総会の開催に先立ちまして、皆様方に日頃の活動に対する感謝とありがとうございますのお礼の気持ちを申し上げます。

それと言いますのも、今週の全国農業新聞にですね、神崎市農業委員会の取り組み活動が、こんなことをやっているよということをあげてもらっています。

これは推進委員さんはじめ委員の皆さんの日頃の努力の賜物でして、このように全国農業新聞の記事として取り上げてもらうことができました。これも局長、係長など事務局がデータとかを集めて資料にしてもらってご苦労されたと思います。

これからもですね、また前に進めるようにですね、皆様のご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、只今から令和3年 第7回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名全員出席です。ありがとうございます。
本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、6番 中原委員と 7番 樋口委員を指名します。
よろしく申し上げます。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第4号までの、4議案の22件です。
報告は、第1号の3件です。
ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

申請番号1番、申請地の所在は千代田町境原 字〇〇 〇〇番、〇〇番の田2筆及び一体利用の宅地の、合計1,408.71㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については貸付証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

本当は建売〇〇でなければなりません、この件は特定建築条件付という本来認められない造成のみの計画であっても一定の要件を満たせば事業の承認を受けることができる制度となります。その条件とは、まずは農転申請者と土地を購入する者が売買契約を締結する。次に農転申請者又は農転申請者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する〇〇について一定期間内（概ね3ヵ月）に建築請負契約を締結することを約すること。そして上記の契約において一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること、となります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の11番田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の野田推進委員とともに、6月23日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

申請番号2番、申請地の所在は千代田町直鳥 字〇〇 〇〇番外4筆の田4筆、畑1筆及び一体利用の宅地、雑種地3筆の合計6,020.85㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、市役所の千代田支所から300m以内であることから3種農地と判断し、転用許可基準としましては、許可し得ると判断いたします。位置図などは6ページと7ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関からの残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

また、本来土地の造成のみを目的とした農地転用は原則禁止とされていますが、土地の造成のみを目的とした農地転用の制限の例外として、農地法施行規則57条第1項第5号に規定するものに限り例外的に認められていまして、その一例として、農業協同組合が行う農業協同組合法第10条第5項の規定に基づき〇〇、〇〇その他の施設の用に供される土地を造成する場合がございます、今件が該当いたします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の7番樋口委員のご意見をお願いします。

7番 樋口委員 【地区担当委員の意見】

7番の樋口です。1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の樋口推進委員、また区長さん、生産組合長さんとともに、6月26日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(11番田淵委員挙手)

議 長

はい、田淵委員どうぞ。

11番 田淵委員

11番の田淵です。質問します。この申請では土地の造成のみだと説明がありましたが、議案には事業計画として出ている、この〇〇分譲をするという工事の計画は、まだ立っていないということですか。

事務局

農業協同組合が行う分譲だけでこの事業は終わるということです。建物についてはこの事業ではしないということです。

11番 田淵委員

分譲だけなんですね。わかりました。

事務局

先ほど申しあげました農地転用の制限の例外というものが、この件についてのことでした。

11番 田淵委員

はい、わかりました。

議長

申請者の方も、先ほどの説明でよろしかったでしょうか。

申請者

はい。

議長

それでは、他にありませんか。 よろしいですか。
(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)
(採決)

議長

これより採決します。 議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

次に議案書の2ページをご覧ください。 受付番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

申請番号3番、申請地の所在は千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番の田1筆

及び一体利用の宅地の合計720.65㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、市役所の千代田支所から300m以内であることから3種農地と判断し、転用許可基準としましては、許可し得ると判断いたします。位置図などは8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号3番について、地区担当委員の7番樋口委員のご意見をお願いします。

7番 樋口委員 【地区担当委員の意見】

7番の樋口です。1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の樋口推進委員、また区長さん、生産組合長さんとともに、6月26日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号4番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に受付番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に説明】

申請番号4番、申請地の所在は千代田町直鳥 字〇〇 〇〇番、〇〇番の田2筆及び一体利用の宅地の合計554.59㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、市役所の千代田支所から300m以内であることから3種農地と判断し、転用許可基準としましては、許可し得ると判断いたします。

位置図などは10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号4番について、地区担当委員の7番樋口委員のご意見をお願いします。

7番 樋口委員 【地区担当委員の意見】

7番の樋口です。 1号議案の申請番号4番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の樋口推進委員、また区長さん、生産組合長さんとともに、6月26日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑あり

ませんか。

(質疑・応答)
(12番真島委員挙手)

議長

はい、真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島ですが、この国土調査時の相違とはどういうことでしょうか。

事務局

申請者は、今回の申請地を国土調査の後より自己管理の土地だと思ってありましたが、測量した結果、隣接の土地の一部であったことが分かったということです。

12番 真島委員

そういうことですか。申請理由の意味がわかりませんでした。そういうことであったなら了解しました。以上です。

議長

よろしいでしょうか。他にありませんか。
(異議なしの声あり)

議長

では質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号4番の申請者の退室を確認)
(採決)

議長

これより採決します。議案第1号、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号5番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

次に議案書の3ページをご覧ください。受付番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号5番を議案書を基に説明】

申請番号5番、申請地の所在は千代田町迎島 字〇〇 〇〇番、〇〇番の田2筆の合計637㎡であります。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は令和3年1月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、市街地に設置することが困難又は不適當なものに該当すると判断いたします。

位置図などは12ページと13ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については国、県との補償契約書が添付されており、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号5番について、地区担当委員の3番 城野委員のご意見をお願いします。

3番 城野委員 【地区担当委員の意見】

3番の城野です。1号議案の申請番号5番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、6月23日に地区担当の嬉野推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

はい、真島委員どうぞ。

12番 真島委員

12番の真島ですが、あの、〇〇はなにか転用に制約がなかったですか。今回は、それはクリアしたんですかね。よかったですかね。

事務局

今回の移転につきましては、計画地の選定について地区および土木事務所等の協議が十分なされたうえで決定されており、農地転用許可についても適切な基準を適用したものであります。 以上です。

12番 真島委員

以前は、なかなか移転ができないって言われていたと思ったんですが、できたんですね。 わかりました。 以上です。

議長

すいません。 私の方からなんですが、ここは筑後川堤防沿いの道路拡張が以前から必要なところで、何度も協議がされていたところでした、今回やっと今の〇〇の権利者関係がまとまって、移転先も地権者の同意が得られたんですね。

このところは道路が狭かったんですよ。 事故の危険性も高いし、事故もあっていましたし、何とか話がまとまってやっとできることになったんですね。 私からは以上です。

議長

それでは、他の委員さん方は、ご質疑等よろしいでしょうか。
(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号5番の申請者の退室を確認)
(採決)

議長

これより採決します。 議案第1号、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の14ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番は、所有権の移転で、申請地の土地の所在や対価、譲渡人、譲受人、申請事由などは記載のとおりです。

不在地主である譲渡人と譲受人は親類関係で、譲受人は集落営農組織に参加して農地を適切に耕作・管理されております。位置図を15ページに添付しております。

申請要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありません、異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の18ページをご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものであります。

申請番号1番から4番は、所有者の申出によりあっせん調整を委ねられた農用地について、あっせん調整を経て、佐賀県農業公社が一旦買い入れるものであり、申請地の土地の所在や地目、面積、10aあたりの対価および譲渡人、譲受人の佐賀県農業公社、売買価格や移転、引渡し予定時期などは記載のとおりです。

なお、来月に審議を予定しておりますが、佐賀県農業公社よりこの農地を買い受ける譲受人としては、この地区の農事組合法人の中心構成員や担い手とのあっせん調整がなされていることを申し添えます。

それぞれの位置図は18ページから20ページに添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならないとなっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、再設定5件。内訳は、田21筆、27,481㎡。

千代田町、新規2件、再設定3件、計5件。内訳は、田7筆、16,113㎡。

脊振町、新規1件、再設定1件、計2件。内訳は、田2筆、940㎡。

神埼市、合計12件。内訳は、田30筆、44,534㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページから4ページの農用地利用集積計画 神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページから4ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期と終期となっております。

設定する内容は、4ページにございます、田21筆、27,481㎡であります。主に、地域の担い手や営農法人との利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

では質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書5ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田3筆、8,063㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

では質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 6 ページから 7 ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案書 6 ページから 7 ページの、千代田町再設定の申し出について説明いたします。設定する内容は、7 ページにございます、田 4 筆 8,050㎡であります。主に、地域の担い手との利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 8 ページの農用地利用集積計画、脊振町新規 1 件と、議案書 9 ページの脊振町再設定 1 件について一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案書 8 ページの脊振町の新規 1 件と、9 ページの再設定 1 件の申し出について説明いたします。設定する内容は、新規は田 1 筆 713㎡で、NPO 法人による遊休農地の解消事業であります。再設定は田 1 筆 227㎡であり、地区の担い手との利用権再設定となっております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

では質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町の新規および再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

申請番号1番から3番は、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約で、その後は、農事売買事業により所有権を移転されるものなどであります。報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ないですの声あり)

議 長

ありがとうございます。 無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年 第7回神崎市農業委員会総会を閉会します。 ご審議ありがとうございました。

9時50分 閉 会